

○議長（菊地恵一君）　ただいま議題となっております各号議案についての質疑と、日程第六十二、一般質問とを併せて行います。

質疑、質問は順序に従い許します。三十八番佐々木幸士君。

〔三十八番　佐々木幸士君登壇〕

○三十八番（佐々木幸士君）　一八七二年、明治五年二月十六日、旧仙台藩を中心とした仙台県から改称する形で宮城県が誕生いたしました。そして本年二月、宮城県は誕生から百五十年の節目の年を迎えます。宮城県に生まれ育ち、暮らす県民の一人として、その歴史の歩みを誇らしく思いますとともに、今日に至るまでふるさと宮城を導いていただきました先人皆様のたゆまぬ御努力に心から敬意を表します。また、今を生きる県民の代表として宮城県議会議員の職責を負託いただき、この議場におりますことに心から感謝を申し上げます。この県制百五十年という時代の節目に立ち、私の政治信条である歴史に学び、過去に打ちかち、自分たちの時代は自分たちでつくる、その覚悟を改めて自らの心に誓うところであります。本県が誕生した明治五年は新橋と横浜間に鉄道が開通し群馬県に官営の富岡製糸場が開業するなど、歴史の教科書で誰もが目にしてきた日本の近代国家への歩みを始めた象徴的な年でもありました。また、全ての国民が教育を等しく受けられることを定めた学制が公布され、その条文には「必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す」とあるように、全ての六歳以上の男女が小学校教育を受けることを定め、教育を充実することによって国民の知識を高め、国家の近代化を更に推進させるという重要な政策が制定された年でもありました。教育は国家百年の大計と申しますが、まさに宮城県は日本の教育制度と同時に誕生し百五十年間同じ時の歩みを重ねてきたと言えます。発展の礎となる教育も県政も時代の要請を取り入れながら常によりよい形に進歩させていかなければなりません。本議会においても百五十年目からの一步をしっかりと形にしていきたいと思います。

コロナ禍にあり約二年、私たちの生活は何を行うにしても、やることよりもやらないうことを選択する気持ちが蔓延し閉塞感に包まれた日常の中にあります。しかしながら、コロナはあらゆる人々の英知によって未知の特別なウイルスから徐々に共存可能なウイルスに変わろうとしております。コロナとの闘い真ただ中にあるこの大切なときに政治の停滞は許されません。必要とされる社会の仕組みをつくり、明日は今日よりもっと

よくなる、宮城に生まれてよかった、そう県民に実感してもらうための政策の議論、宮城県勢に光を宿す責任が私たちにはあります。そして、私たち会派三十四名一人一人は知事以上に日々の活動の中で県民と密接に関わっているという自負を持っております。第三百八十二回県議会の本議会の始まりに際し、ふるさと宮城への思いを込めた会派議員や私たちに御意見をくださった県民の皆様、それぞれの思いに村井知事をはじめ執行部の皆様に改めて正面から向き合って議論していただくようお願いを申し上げ、自由民主党・県民会議を代表し、以降、大綱三点についてお伺いしてまいります。

大綱一点目、新型コロナウイルス感染症について。

新型コロナウイルスが今なお世界中で猛威を振るっており、本県もその影響をあらゆるところで受けております。特に昨年末、収束の兆しが見え始めてきたところに現れたオミクロン株は非常に感染力が高く、一日当たりの感染者数も最多を更新いたしました。県民の皆様においては、いまだ先の見えない状況への不安や日々細心の注意を払いながらの長い窮屈な生活によって心身ともに疲れ果てている状況にあります。ただ、従来のデルタ株とは違いオミクロン株は感染しても比較的軽症や無症状の方も多く、重症化率も低い傾向にあるため、これまで一律に行ってきた感染症への対応を段階的な対応に緩和するなど医療提供体制をいかにマネジメントしていくか、めり張りをつけた対策は重要であると考えます。知事はオミクロン株の特性・特徴をどのように捉え、第六波への対応として病床逼迫を避けるための入院基準やホテル療養基準も含め、今後、何に重点を置いて対策を進められていくのか、御所見をお聞かせください。

二月十八日現在、三十六都道府県において、まん延防止等重点措置が適用されておりました。本県の感染状況も措置が取られた地域とさほど変わらない状況にあり、感染拡大傾向の際には仙台市長から二度にわたり、まん延防止等重点措置の適用が必要であるとの見解も示されました。しかし、結果的に本県は政府に対してその要請を行わなかったため、県民の皆様からは会派所属議員に対して県の対応に対する多数の問合せが寄せられました。これらの経緯を踏まえ、政府に対して県がまん延防止等重点措置を要請する際の判断基準を明確に整理しておく必要があると考えますが、伺います。

岸田首相は急拡大するオミクロン株への対応を政権の最優先課題とし、三回目のワクチン接種を前倒しする考えを表明しました。政府は医療従事者等や高齢者を含む三千

百万人分の先行接種を行い、六十四歳以下の一般向け接種も五千五百万人分を前倒しで実施し、更には十二歳未満の子供についてもワクチン接種を受けられるよう手続を進めております。本県の追加接種対象者数及び国からのワクチン供給量とそのスケジュールを伺いますとともに、医療従事者と高齢者、六十四歳以下の一般の方、それぞれの接種完了見込みについてお聞かせください。

また、診療所における個別接種や県や市町村が行う集団接種、職域接種に対する財政措置やその支援策についてもお聞かせください。

三回目のワクチン接種に対する必要性をはじめ交互接種の効果と安全性に関する情報や若い世代に多く見られる副反応への懸念の払拭、更に新たな試みである十二歳未満の子供のワクチン接種などについて、県民へ丁寧で分かりやすい情報発信を強化する必要があると考えます。その取組事例と十二歳未満の子供のワクチン接種開始時期と接種完了見込みについてお聞かせください。

オミクロン株の感染拡大時期に重なる一月中旬以降から、飲酒業とその関連事業者、観光、運輸、エンターテイメントなど各事業者の皆様から、「現状は緊急事態宣言下にあった昨年以上にひどい状況にある」との悲痛な声を頂戴しております。感染対策を最優先に行うため社会全体で自粛、制限というブレーキをかけたわけですが、このブレーキによってもたらされた、今後も業界の皆さんは抱え込むことになる負のイメージは、想像以上に厳しい現実として残るものと思われまます。今後はウィズコロナの生活を基本と位置づけ、県が率先して経済活動を動かすためのアクセルの役割をしっかりと担っていくべきであると考えます。特にこれからの季節は、歓送迎会、卒業・入学祝い、春の行楽シーズンを控えております。飲食、観光、運輸、エンターテイメント業界のこれからの在り方について、業界皆様の今後の希望となるような村井知事の強いメッセージをお聞かせください。

コロナの影響を受ける県内事業者の厳しい現状に対する経済対策として、二月補正予算及び当初予算における施策は大いに期待しておりましたが、正直なところを申し上げます。インパクトに欠け期待外れの印象を持っております。仙台市では県の市町村向けコロナ補助金を活用した国の事業復活支援金に最大二十五万円を上乗せする給付金なども実施することになりましたので、ぜひ同様の経済支援を仙台市のみならず県内一律に

展開する制度を検討していただきたいと考えます。

また、利用が二月二十八日までに制限されている宮城県認証店おうえん食事券の大幅な使用期間の延長や、まん延防止等重点措置の適用がないために助成率が現状で八割から九割にとどまっている雇用調整助成金を助成率十割にするための支援策や、大幅な適用期間の延長、消費拡大活性化施策など県独自の更なる経済対策を求めますが、御所見をお聞かせください。

コロナ感染医療のまさに救世主であり、ウイズコロナ社会を有言実行するための鍵となる経口薬の迅速な供給が待たれるところでもあります。政府はメルク社と供給合意する経口薬ラゲブリオ百六十万分分について、既に全国約二万二千の医療機関・薬局が登録し二十万人分を確保済みであるとのことです。また、ファイザー社が開発した経口薬パキロビッドについても二月十日に薬事承認され、二百万人分の購入について最終合意済みとのことでもあります。国産である塩野義製薬の経口薬も今年度中に実用化される見通しであります。本県でも経口薬ラゲブリオについては供給が開始されていると思いますが、県内登録医療機関及び薬局の数、今後の供給量とスケジュールについてお聞かせください。また、ファイザー社の経口薬パキロビッドの供給見通しについてもお聞かせください。

県民の皆様の間では、感染した場合には経口薬が全員に処方されると誤認している方が多いようですが、経口薬の処方はいくまで重症化リスクがあり医師が必要と判断した高齢者や基礎疾患のある十八歳以上の方に限定するという話を聞いております。改めて、現状の経口薬の処方対象者と処方の在り方についてお聞かせください。

政府はこれまでコロナ対応を客観的に検証し、次の感染期に備えて司令塔機能の強化や感染症法の在り方、保健医療提供体制の確保など六月をめどに中長期的な対応を取りまとめる方針を示しております。オミクロン株は拡大時から重症者率の低いことが認知されており、感染症分類を二類相当から五類へ引き下げするための議論も盛んに行われました。世論調査においても引下げを支持する声が少なくありません。六月までに取りまとめられる政府方針ではこの点についても十分議論いただきたいと考えますが、政府に強い影響力を持つ全国知事会においても新型コロナウイルスオミクロン株については、二類相当から五類に見直す議論を始める時期にあるのではないかと考えますが、御所見

をお聞かせください。

大綱二点目、危機管理と原子力防災について。

昨年九月、内閣府から自治体に対し災害時の安否不明者の氏名公表は個人情報保護条例の例外とする指針が示され、現在、都道府県による公表を基本とし市町村への手続の検討を要請している状況にあると思います。災害時の安否不明者における氏名公表及び氏名以外の年齢、住所、職業など個人情報公表については、東日本大震災の最大被災地としての村井知事の知見が大いに参考にされるべきであると考えますが、御所見をお聞かせください。

女川原子力発電所二号機について、昨年末、東北電力は原子力規制委員会から工事計画の許可を受け令和四年度の工事完了を目指し、現在、安全対策工事を進めております。政府は昨年十月に決定した第六次エネルギー基本計画において安全を大前提とした原子力発電の最大限の活用を明記しているほか、カーボンニュートラルが世界の潮流となる中、世界各国で二酸化炭素を排出せず安全性や柔軟性が優れた小型モジュール炉SMRも注目を集めているところであります。日本の原子力発電は東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故という大きな教訓を糧とし、自然環境を意識した社会的な潮流と技術開発が進む中で、世界で最も厳しい規制基準を基に原子力規制委員会が専門的かつ厳格に審査し、その安全性が確立されているものと認識しております。また、万が一にも事故が起きた場合の防災対策についても国による原子力災害対策指針が定められており、この指針に基づき内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議が行われ、本県では令和二年六月に女川地域の緊急時対応の了承を受けたところであります。しかしながら、原子力防災の取組に終わりや完璧はなく不断の努力で絶えず実効性を更に高めていく必要があることから、二月十日から十二日にかけて国の原子力総合防災訓練と一体となった原子力防災訓練が実施され、会派の所属議員もこの訓練を視察しております。視察を通じて検査場所の混雑を解消するための動線の確保や今回参加していない高齢者や障害者などの災害弱者への対応など、行政目線からの反省点のみならず住民目線からの課題抽出も重要であると感じたところであります。知事は訓練を終えてどのように感じられたのか、現時点での反省点を含めた御所見をお聞かせください。

令和元年度に本県では避難計画の実効性向上を目的に女川原子力発電所の原子力災

害時に係る避難経路障害要因調査を実施しております。円滑な避難を阻害する要因や課題を抽出するため、あえて現実を超える過大な負荷をかけて調査分析を行ったわけですが、その結果、避難には最大三日から五日を要するという試算が示されたことにより負の印象だけが残ってしまい、具体的な調査結果とその改善が県民には見えていないように映ります。令和元年度に実施したこの調査結果について、何が課題として分かり、それを踏まえた改善などがどの程度進んでいるのか、伺います。

また、前回の調査以降、牡鹿半島部の復興道路や崎山トンネル、県北幹線道路、渡波稲井線などの道路整備の進捗が見られているほか、十八か所であった避難退域時検査場所の候補地を二か所増やすなど避難環境の変化が進んでおります。このため、一月に会派として改めてこの件の調査の実施を知事へ要望させていただきましたが、新たな調査の方向性とこれを踏まえた今後の原子力防災体制の実効性向上への取組について伺います。

大綱三点目、村井県政五期目の取組と県政の諸課題について。

昨年十月、第四十回全国豊かな海づくり大会が天皇后陛下の御臨席を賜り石巻市で初めて開催されました。大会では自然がもたらす豊かな恵みへの感謝と森から海へ至る自然環境を守り続け次世代に受け継ぐ理念が大会を通じて示されるなど、本県、そして海洋国家である日本にとりまして大変意義のある大会となりました。また、東日本大震災十年の節目の年の開催は震災復興が進んだ水産業の姿を全国に発信し、これまでの御支援に対する感謝の思いを伝える最良の機会となったと同時に、全国の皆様からは大変大きな関心が寄せられました。その背景にはNHK連続テレビ小説おかしな話を通じて、気仙沼市や登米市の自然と関わる地域の生活ぶりが多くの皆様に紹介された時期に開催できたことによる相乗効果が働いたものと考えます。ドラマでは海や森林などの自然と密接に関わる地域の暮らしが丁寧に描かれておりました。こうした機運の高まりを更なる確に生かし、本県の豊かな森林に目を向けていただくための提言をさせていただきます。本県沿岸部には地域をまたいだ広大な海岸林がありますが、そのほとんどは人の手によって植えられ管理されてきたものであります。特に、仙台湾の海岸林の歴史は古く四百年以上前の藩政時代にまで遡り、一六〇〇年、慶長五年、仙台藩祖伊達政宗公が農地開拓に併せ、潮風や飛砂を抑えるために松林づくりを推奨したことから始

まったとされております。松林と砂浜が延々と広がる光景は白砂青松とも称され、全国に誇れる我が国の原風景としての人々の心や文化に根差した貴重な情景でもありました。この海岸林には幾度となく自然災害と復旧を繰り返しながらも、長い間、地域の方々の手によってしっかりと守られ、防風林・防災林としての重要な役割を果たし続けてまいりましたが、東日本大震災の津波によって沿岸部の海岸林は約一千四百ヘクタールにも及ぶ大きな被害を受けました。海岸林の再生は官民を挙げての植林や下刈りの活動などを行い、最近になってようやく植林が完了するところまでにたどり着いた状況であります。今後、本県の海岸林がその機能を發揮していくためには、まだまだ長い年月を要して適切に管理していく必要がありますので、この機会に豊かな森林を守り育てることの大切さや復旧した海岸林を管理していくことの重要性をしっかりと県民に分かるよう発信していくべきであると考えますが、御所見をお聞かせください。

全国豊かな海づくり大会と同様に森を守り育てることの大切さの普及啓発の機会となる国民的行事に全国育樹祭があります。全国育樹祭は毎年秋に開催されており、全国植樹祭において天皇皇后両陛下がお手植えされた樹木に皇族殿下がお手入れをなさる行事であります。全国植樹祭は過去二度、大衡村、白石市において開催されてきましたが、全国育樹祭はまだ宮城県では開催されておりません。全国育樹祭は県民の皆様へ海岸林管理の重要性を発信する絶好の機会であると思っておりますので、ぜひ宮城県で開催できるように誘致に努めてみるべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

今年五年に一度の和牛の祭典である第十二回全国和牛能力共進会が十月六日から鹿児島県で開催されます。会派役員にて十二月に鹿児島県庁を視察した際には、前回の宮城大会を参考に開催準備を進めており、折に触れて助言をいただいていることに対する御礼の言葉を頂戴したところであります。視察では鹿児島県の肉用牛の総産出額一千二百七十八億円、頭数約三十三万六千頭という、その金額と頭数の多さに圧倒されましたが、本県も前回大会を契機に肉用牛の増頭数や畜産経営基盤の強化を図ってきており、過去最高の成績を収めた前回の大会の勢いそのままに鹿児島県大会においても好成績を期待しております。第十二回全国和牛能力共進会に向けたこれまでの取組と出品対策や県代表牛の最終選考会に向けたスケジュールについてお聞かせください。

一月、会派の水産漁港議員連盟にて大和町沢渡ふ化場を視察いたしました。県内の

水産業は地球環境の急激な変化に伴い非常に厳しい状況に置かれていて、水揚げ量、取扱高ともに激減しており、特にサケ漁は最盛期の九八％減にまで落ち込んでいて、サケの放流に必要な種卵の収容率は県内のサケふ化場のほとんどで二〇％以下に陥っているなど、まさに危機的な状況にあります。内水面における採卵・稚魚育成財源の一部は海面漁業の水揚げ協力金七％で補っているものの、これほど極端な不漁に対処するには、財政支援も含め新たな仕組みづくりが必要であるとの認識をこのたびの視察で強く持ちました。今後のサケ漁業に関する支援方針、そして、宮城の水産業を環境の変化に対応した強靱で持続可能な産業に育てるための方針についてお聞かせください。

昨年九月に政策医療の課題解決に向けた県立病院等の今後の方向性をまとめ、日本赤十字社、労働者健康安全機構に新たな枠組みを提案し協議することにしております。その後、第三百八十一回県議会定例会を終えた十二月二十日に仙台医療圏の四病院の統合・合築に係る県としての構想も示されたところです。ここに至るまでの経緯の一端には令和元年の県立がんセンターの今後の在り方に関する報告書の中にある、がんを総合的に診療できる機能を有する病院の実現も含まれているものと認識しております。がんは国民病と位置づけられ、日本人ががんと診断される確率は男性六五％、女性五〇・二％と二人に一人、本県の年間がん罹患数は二万人にも上ります。県立がんセンターは五大がん治療はもとより民間医療機関では対応に限界がある希少がん、難治がんなどの高度な医療提供にも対応しております。また、併設のがん研究所ではスタッフ一人当たりの科研採択件数は全国の県立がんセンター研究所の中においてもトップクラスにあり、民間の研究助成金を合わせると総額約一億五千万円の研究費を獲得しながら、県内のみならず日本のがん治療の進展に多大な貢献を果たしてきております。この度の四病院再編構想には、これまで県立がんセンターが果たしてきた役割である本県のがん政策医療拠点病院としての位置づけと、国内トップレベルにある研究所機能を維持することも議論の大きな礎となっているものと理解してよろしいか、まずは確認させてください。

また、令和三年九月以降、県と日本赤十字社、県と労働者健康安全機構、それぞれ二つの枠組みにおいて協議を開始しておりますが、現段階の進行状況と令和四年度のいつぐらいを目途に基本合意を目指しているのか、伺います。

令和三年公立病院の現状と課題の総務省資料によれば、これまで七つの公立病院と

公的病院が経営統合の実施もしくは実施中であり、その全てにおいて運営主体は公立病院に決定されているというデータもあります。運営主体決定の大きな理由は公的病院が運営主体の場合は国の交付税措置がされないという点にあります。現在、運営主体を含む病院規模などについて協議されていると思いますが、仮に公立病院である県立がんセンターと公的病院である仙台赤十字病院が統合した場合、先に述べたとおり先例に倣う形で運営主体はおのずと決まってくると考えます。経営基盤の安定と強化は何より重要でありますが、現時点での運営主体の考え方と公的病院である仙台赤十字病院と統合した場合の県としての財政的なメリット・デメリットについてお聞かせください。

県立精神医療センターは、当時の精神衛生法に基づき昭和三十二年に県立名取病院として誕生し、平成十五年に現在の名称に変更、開院以来、精神科医療の基幹病院としてその役割を果たしてきました。平成二十二年の県立精神医療センターのあり方検討会議において早急な新病院建設の必要性が示され、平成二十七年には詳細設計を終え、平成三十年には新病院完成の予定となっておりますが用地取得がうまく行かず、やむなくこの計画を断念することになりました。会派医療福祉議員連盟役員にて現地調査もさせていただきましたが、雨漏りや浴室における配管の破損による水漏れ、病室内のカビなど築四十年の老朽化は著しく個室や隔離室も不足している現場の厳しい実状も確認しております。多様化する精神疾患への対応を求められ厳しい精神医療に従事されている皆様の職場環境としては劣悪ともいえる現状にあり、早急な改善が必要であると考えます。新病院建設構想からは既に十四年の月日も過ぎております。この度の四病院再編構想の中では特に議論を先行していただき、新病院建設に向けた方針を示し一日も早い建て替えを検討いただきたいと考えます。また、現場の窮状はこれまで述べたとおりであります。新病院建設に至るまでには時間を要します。現病院の不具合がある必要な修繕も早急に行うべきであると考えますが、御所見をお聞かせください。

宮城県民会館等の県有施設再編の議論、特に県美術館の移転については経済発展に重点を置くことが多いように映る宮城県政にあつて、多くの県民から施設移転だけではなく文化芸術に対する考えや意見を呼び込む機会となったことは、結果として大変価値のある議論であったと考えます。ここまで高まった議論を冷ますことなく、今後はハードからソフトへ文化芸術振興の在り方の議論へ展開していくべきであります。仙台市は

懸案としていた音楽ホールの建設予定地を青葉山交流広場とする方針を打ち出しました。元来、仙台市は東北大学や博物館、そして、県美術館も含めた青葉山地区の文化的拠点としての価値を高く評価しており美術館の移転には反対の立場にありました。県美術館が文化芸術施設として、県内外から多角的に非常に高い評価を受けてきたこれまでの議論や県民の関心が現地存続の方針とともに終了してしまえば、音楽ホール建設とともに今後高まっていく仙台市の文化芸術の理念に組み込まれるだけの県有施設になってしまっているのではないかと懸念しております。美術館移転問題で右往左往してしまったことを教訓とし、ハードだけではなくソフトの面も含めた文化芸術における核となる理念を改めて確認し、時代の要請に合わせて肉付けする時期にあると考えます。文化芸術に関する今後の在り方について主導的な議論の展開と核となる理念の構築を求めますが、御所見をお聞かせください。

築四十年が経過し武道関係者から建て替えについて強い要望を頂戴している宮城県武道館については、昨年的一般質問において議論させていただきました。知事からも老朽化対策の課題をご認識いただくとともに、利便性を確保し当面は必要な修繕を行いながらの運営となるが他の県有体育施設整備の在り方と併せて、武道館の今後の方向性の検討も進めていくとの答弁も頂戴しました。その後の進行状況を伺いますとともに、コロナ禍により大会開催の自粛など思うように活動ができていない状況にはありますが、本格的な活動の再開への活性化にもつなげる県有体育施設における再編に関する基本方針を早期に策定し、県武道館をはじめとするスポーツ施設の整備を進めるべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

台湾と宮城県は深い絆で結ばれており、東日本大震災において多額の支援金を寄せていただいたことは多くの県民が知るところであります。県議会でも日台議員連盟として台湾との政策実現やパートナーとなる団体や県民の皆様と行動を共にしながら、コロナ禍において活動が制限される中においても途切れることなく交流を続けて参りました。昨年三月には台湾・パイナップルの買い支え運動を展開し、十月にはサンモール一番町商店街で行われたディスカバリー台湾二〇二一を議員連盟として後援させていただきました。出展ブースとともに台湾との友好の歩みも紹介させていただきました。十一月には全国日台国際交流大会第七回日台交流サミットIN神戸にも参加し交流を深め、本年二月、台

北駐日経済文化代表処の李世丙副代表、全国日台友好議員協議会藤田会長が宮城県議会にお越しくださり、令和五年に行われる第九回日台交流サミットの仙台市での開催要請もいただいたところです。来年の開催、実現の際には台湾からの政府・議員関係者など大勢の皆様をお招きしたいと考えております。宮城県、東北のインバウンド復活の旗印には、これまで築き上げてきた台湾との深い絆を是非とも生かしていただき、また、仙台空港からの海外便、直行便についても、このように本県と最も良好な友好関係にある台湾便から始めていただきたいと考えます。コロナ禍における本県と台湾との交流の現状と今後の取組について伺います。

政府では保護者の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図ることを目的に、一定の所得要件を満たす世帯の生徒の授業料に充当する高等学校等就学支援金を設けております。公立高校では月額授業料と同額が支給され、支給の上限は年額十一万八千八百円まで、世帯年収の区切りを九百十万円にしております。私立高校では年収五百九十万円未満の世帯は上限年額三十九万六千円まで、年収五百九十万円から九百十万円の間は年額十一万八千八百円となり、これに県単独補助として年収五百九十万円から六百二十万円の世帯には年額十一万八千八百円上乗せの補助が行われております。いずれの場合も世帯年収九百十万円を区切られ、それ以上の収入がある世帯は支給がゼロになっております。税金も収入に比例する形で相応に収めている以上、ある一定の収入を超えた段階でまったく支援されなくなるという施策は公平さに欠けると考えます。子供の教育に対しては保護者の所得によって差をつけることなく、社会が平等に支援すべきではないでしょうか。仮に所得制限を設ける場合であっても、ある金額を境にゼロか百になるのではなく、所得額に対し段階を設けるなど丁寧な所得スライドを行っていくべきであります。また、十五歳以上二十三歳未満の兄弟姉妹がいる場合の第二子以降への多子世帯への所得要件の緩和も行うべきであり、今定例会に提案された次世代育成・応援基金の今後の充当事業の一つとして、ぜひ検討していただきたいと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

村井知事は昨年の選挙戦の公約として高校教育の全国募集による入学選抜の実施を挙げております。実施モデル校である志津川高校と中新田高校は、これまでも学校の特色や魅力づくりに取り組まれてきたことは十分理解しております。しかし、少子化や震

災を影響とする人口減少など、地域としての大きな課題を抱えている中で、学校主体の取組はハードルが非常に高く、やはりここは公約実現に向けた知事のリーダーシップと県教育委員会のバックアップが必要です。入学選抜実施に向けて本格的な準備に入っている段階であると思いますが、募集人数、全国募集実施へ向けてのスケジュールについてお聞かせください。

県立聴覚支援学校については、令和元年九月定例会の代表質問において大学進学を望む生徒のための高等部の普通科新設を求めさせていただき、新設の方向性が示されました。その後の進捗として、高等部や専攻科における今後の学科再編の検討状況と普通科の新設の時期、生徒募集開始時期をどれくらいと考えているのか、お聞かせください。

また、聴覚支援学校の児童生徒数は減少傾向の中、現在七十六名になっております。産業構造の変化に伴い卒業後の進路も多様化している状況も踏まえ、学校規模や学科再編の基本方針を示し整備計画についても早急に策定すべきであると考えます。今後の方向性と老朽化に伴う改築時期について伺います。

本県はこれまで高等学園の新設や支援学校の分校や分教室の設置などにより知的障害特別支援学校の狭隘化対策も進めて参りました。そして、令和六年四月に三十六学級二百十人規模の特別支援学校が仙台市太白区秋保に開校する運びとなり、これまでの取組が一つの大きな区切りを迎えると思いますが、仙台圏域の知的特別支援学校の狭隘化対策における現状と課題、今後の方向性について伺います。

昨年、宮城県私立幼稚園連合会において特別な配慮を必要とする幼児についてのアンケートを初めて実施しました。百二十三園に回答いただき報告された園児数一万七千九百二十四名に対し、保護者の同意の有無にかかわらず教職員で共有している園として配慮が必要な幼児の数は一千五百八十三名にまで上り、そのうち三百三十三名のみが県特別支援教育申請幼児となっております。今回のアンケート結果から、特別支援教育補助金の対象とならない支援が必要な幼児が多い現状を既に看過できない状況にあると認識しております。幼児教育の現場ではできるだけ個別支援や配慮が必要な幼児に対し補助的役割の教員を増員させており、クラスを一人で担任していることが少なくなっております。保育園や認定こども園においても同様の状況にあるものと思われれます。特別支援教育や障害児保育の対象とならない支援が必要な幼児の増加に対応するため、幼稚園

教諭や保育士の複数配置に対する財政支援、市町村と連携した相談支援体制の強化を図るべきであると考えますが、ご所見をお聞かせください。

本県の暴力団排除条例、通称暴排条例は暴力団排除に関して基本理念を定め県民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的として平成二十三年四月一日に施行されました。これにより県内の暴力団の勢力は、平成二十三年に一千六百人であったものが令和二年には六百人と大幅に減少したところであり、県警察をはじめ関係機関団体、事業者皆様のこれまでの御尽力に敬意を表します。先日、仙台弁護士会民事介入暴力及び業務妨害対策委員会、通称民暴委員会の委員長と副委員長が会派にお越しくくださり、本県の暴排条例には暴力団事務所の開設や運営を禁止する規定が設けられていないこと、本県以外の全ての都道府県の暴排条例には暴力団事務所の開設や運営を禁止する規定が罰則規定とともに設けられていること、複数の府県で暴力団事務所の開設や運営を禁止する範囲を拡大するための条例改正が行われていることを伺いました。本県の暴排条例にほかの全ての都道府県で設けられている暴力団事務所の開設や運営を禁止する規定がないことは、すなわち本県が暴力団事務所の開設や運営を容認しているという誤ったメッセージを与えかねないことにつながり、県民生活の安全と平穏の確保を図るためにも、また、近年多発している特殊詐欺事件に暴力団が関与し青少年を特殊詐欺に加担させている事実が全国的にも確認されていることから、青少年の健全育成を図るためにも本県の暴排条例に暴力団事務所の開設や運営を禁止する規定を盛り込む必要性があるとの意見をいただきました。本県の暴排条例については、条例施行から既に十年以上が経過しているという状況を踏まえても改正する必要があるのではないかと考えます。暴排条例に関しての現状認識と今後について、県警本部長の御所見をお聞かせください。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございます。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 佐々木幸士議員の代表質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、オミクロン株の特性・特徴への認識や今後の重点対策についてのお尋ねにお答えいたします。

オミクロン株は感染力が強く、先月はじめ以降、県内でも子供を中心に若い方の感染が増加しており、家庭内での感染拡大事例も多く見られています。若年者の場合、軽症のまま軽快する方が多いのに対し高齢者は感染を契機に持病が悪化し入院するケースが増えてきていることから、私自ら各医療機関に対し改めて入院受入れ体制の強化を依頼したところであります。軽症者の療養の在り方については三十九歳以下で重症化リスクの低い患者について原則自宅療養に切り替えましたが、自宅療養者の家庭内感染が増加し病床逼迫の一因となったことから、再度、原則宿泊療養、ホテルの療養に戻したところであります。今後とも必要な患者を円滑に入院させることを最重点に、軽症者や無症状者もできる限り宿泊療養とすることを基本に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県がまん延防止等重点措置を要請する際の判断基準を明確にすべきとの御質問にお答えいたします。

まん延防止等重点措置など社会経済活動の制限を伴う強い対策を講じる際には、感染状況や医療の逼迫具合などの指標に加え、対策の実効性や地域に与える様々な影響なども含めた総合的な判断が求められるものと認識しております。我が県では強い対策に移行する判断の目安として国が示しておりますレベル分類の考えに基づき、確保病床利用率などの指標や専門家の意見を伺いながら感染レベルを決定することとしており、現在は強い措置を検討すべきレベル二プラスに移行していると判断しております。一方、今回の第六波においては、教育・保育現場や福祉施設、職場、家庭など、より暮らしに近い場面で感染が拡大しており、飲食店に限った時短要請を主な内容とする現在の重点措置では明確な感染抑制効果は見込めないものと考えております。このため、我が県では重点措置によらずワクチン三回目接種の加速化、教育・保育現場及び高齢者・障害者施設での対策強化、テレワーク等の推進を柱とする独自の緊急特別要請を行ったところであり、引き続き適時適切な感染抑制策に取り組みながら社会経済活動の維持に鋭意努

めてまいります。

次に、ワクチン接種の完了時期についての御質問にお答えいたします。

追加接種の対象となる二回目接種を終えた十八歳以上の方は約百八十四万人となります。ワクチンについては、国からファイザーが約九十一万回分、モデルナが約百八万回分、合計で約百九十九万回分が割り当てられており、このうち約百五十万回分は供給済みですが、残りの約九十四万回分は今後五月までの間に対象者の接種時期に合わせて供給されることとなっております。十分な量が確保されております。追加接種完了の見込みにつきましては、医療従事者と高齢者は来月末までにおおむね接種が完了するよう市町村と共に取り組んでまいります。六十四歳以下の一般の方については、二回目接種がほぼ完了した昨年十一月から六か月が経過する五月に完了することを目指し、接種計画の見直しが進んでいない市町村を支援してまいります。

次に、接種に対する財政措置及び支援策についての御質問にお答えいたします。

医療機関における個別接種や自治体の集団接種については国から必要な経費に対する負担金が交付されております。また、接種促進のための追加支援策として、医療機関が一定回数以上の接種を行った場合や接種体制を整備・強化した場合などに補助金を支給しております。企業等が医療機関に委託して実施する職域接種の場合も中小企業が共同実施する場合などに必要な経費を県が補助しております。

次に、接種に関する情報発信及び十二歳未満の子供への接種についての御質問にお答えいたします。

県では県民が安心して接種できるよう追加接種や交差接種の効果、副反応等についてホームページなどで情報発信を行っているほか、私自ら記者会見の場などの機会を捉えて追加接種の必要性などを呼びかけてまいりました。また、医師会の御協力もいただき各医療機関から県民の方々への積極的な周知もお願いしております。十二歳未満の子供へのワクチン接種については省令改正により今年二十一日から接種が可能となり、十三の市町村において来月からの接種に向けた準備が進められておりますが、完了時期につきましては、今後、市町村の計画を確認してまいります。なお、子供に対しては接種努力義務が課されないことから、ワクチンの効果や副反応等について正しい知識を持つていただくため、保護者への丁寧な説明に努めるよう市町村に助言を行ってまいりま

す。

次に、業界へのメッセージ及び県独自の更なる経済対策についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた度重なる営業時間短縮や不要不急の外出自粛などの要請に加え、オミクロン株による感染再拡大の影響により飲食業や観光業をはじめ様々な業種の皆様が大変厳しい状況にあるものと認識しております。県といたしましては、まずは、県民の皆様が安心して消費活動ができる環境を一日も早く取り戻せるよう感染拡大防止に注力するとともに、今後、国や市町村とも連携し県内経済の早期回復に向けて全力で取り組んでまいります。具体的には、業況が悪化している事業者を支援する市町村への助成、飲食業や小売業向けのキャッシュレス決済推進事業及び宿泊割等の需要喚起策、中小企業の経営形態転換・販路拡大などの事業再構築・再起に向けた支援など、様々な業種の状況に応じたきめ細かな支援策を積極的に講じてまいりたいと考えております。市町村への助成につきましては地域の実情や事業者のニーズに応じた迅速な支援が可能となることから、県の財政状況も勘案しつつ、市町村に対し更なる支援を含めた今後の方向性について早期にお示ししたいと考えております。

次に、経口抗ウイルス薬ラゲブリオを処方できる医療機関と薬局の数及び今後の供給量とそのスケジュール、また、パキロビッドの供給見通しについての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬ラゲブリオについては全国で百六十万分が確保されており、先月末現在、県内の二百七十七医療機関及び二百二十六薬局が配分の対象機関となっております。先月末時点で県内医療機関では百三人分、薬局では四十三人分の投与実績があり、今後も医療機関等の配分希望に沿って供給されることとなっております。また、経口抗ウイルス薬パキロビッドの供給見通しについては国において二百万回分を確保しており、既に四万人分が先行して輸入され今月下旬から県内の医療現場等への供給が開始されております。

次に、経口抗ウイルス薬の処方対象となる患者と処方の在り方についての御質問にお答えいたします。

経口抗ウイルス薬のラゲブリオとパキロビッドは、いずれも高齢者であることや基

礎疾患があるといった重症化リスク因子を有する等、医師の判断により本剤の投与が必要と考えられる患者が対象となっております。無症状の患者は対象とならないとされているほか、ラゲブリオについては十八歳未満、パキロビッドは十二歳未満または体重四十キロ未満の方が対象外とされております。また、パキロビッドについては併用禁忌の薬剤が多数あることから、服薬中の薬剤を全て確認するなど慎重な投与が必要とされております。

次に、全国知事会での感染症類型の見直しに向けた議論についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、現在、昨年二月の法改正により二類に分類される感染症以上の行動制限を可能とする新型インフルエンザ等感染症に分類されており、蔓延を防止するため必要がある場合は陽性者に対する入院勧告や就業制限、健康状態の報告や外出自粛の要請等が可能とされております。一方、五類に分類される感染症については蔓延防止のための入院勧告や就業制限、外出自粛などの措置は行われず、新型コロナウイルス感染症が五類に分類された場合、患者や濃厚接触者の行動制限が緩和され医療機関や保健所の負担が軽減されることとなります。しかしながら、治療薬の開発やワクチン接種も進んでいるとはいえ、現時点ではまだ重症者や亡くなる方が一定数いることや五類に分類された場合、医療費の公費負担がなくなるといった面も指摘されております。この問題は専門家の意見を踏まえ国の責任で判断すべきものでありますが、全国知事会等の場を通じて他の都道府県とも意見交換をしてみたいと考えております。

次に、大綱二点目、危機管理と原子力防災についての御質問にお答えいたします。

初めに、災害時の安否不明者の氏名等公表について東日本大震災の知見を参考にすべきとお尋ねにお答えいたします。

東日本大震災では甚大かつ広範囲にわたる地震津波被害により安否不明者をはじめとする様々な被災情報が錯綜し、被災者の救助活動・捜索活動は困難を極めました。また、災害の規模に比例して死者・行方不明者情報に対する国民の関心も増大することから、混乱を招く不確実な情報の拡散を防ぐ必要性が高まったものと認識しております。こうした震災の教訓を踏まえ我が国では救助活動の円滑化につながる安否不明者の氏名等について、人命救助を有効とされる発災から七十二時間以内の速やかな公表を目指し

市町村との協議を進めてきたところであります。また、死者・行方不明者の氏名等公表の在り方についても市町村の意向を十分に酌み取りながら最終的な調整を行っており、今年度内の運用を目指し鋭意取り組んでまいります。

次に、原子力防災訓練を終えての所感はどうかとの御質問にお答えいたします。

今回の原子力防災訓練は我が県として初めて国の原子力総合防災訓練と一体で実施され、より災害時に近い形で通信訓練や輸送訓練などが大規模かつ広範囲に行われました。新型コロナウイルス感染症拡大による避難訓練への住民参加の見合せなど一部実施方法の変更もありましたが、ほとんどの訓練は予定どおり実施いたしました。災害対策本部やオフサイトセンターの運用訓練では災害対応にあたる国の職員との連携や、国、市町との通信連絡体制確立のための手順などを重点的に確認しました。避難訓練では私もバスで避難経路をたどり車両の検査や避難所の受付、感染症対策などを体験しました。実際に避難者の立場になってみると検査場所や避難所の受付での混雑など改善の余地があるものと実感したところであります。三日間の訓練を通して様々な場面で問題点が確認されたと思われまますので、まずは参加いただいた機関の皆様から課題を早急に聞き取り、着実に検証してまいりたいと思っております。

次に、避難経路障害要因調査で判明した課題と改善策の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

令和元年度に実施した避難経路障害要因調査は、実態以上に交通量を増やした条件を設定するなど過大な負荷をかけて避難計画上の課題を注視したものであります。調査の結果、課題として特定の避難退域時検査等場所で渋滞が発生すること、その渋滞が他の避難経路での円滑な避難を阻害すること、住民が一斉に避難した場合にも渋滞することなどが明らかになりました。これらの課題への対応として、現在、渋滞緩和のための検査場所の追加やリーフレットの配布による段階的避難の周知徹底を進めているところですが、関係市町とも連携し使用する検査場所の分散化や動線の改善などにも取り組んでまいります。

次に、新たな調査の方向性と原子力防災体制の実効性向上への取組についての御質問にお答えいたします。

障害要因調査により課題が抽出されたことに加え、最近の道路整備の進捗や避難退

域時検査等場所の追加など避難に係る環境も変化していることから、来年度、新たな視点で避難時における交通シミュレーションを実施したいと考えております。調査に当たっては様々な条件の下で避難時間を推計し今後の対策に役立てるとともに、適切な避難行動への理解向上に努めてまいります。原子力災害への備えに終わりや完璧はありません。今月実施した原子力総合防災訓練での検証により新たに得られる知見・課題や交通シミュレーションの結果等を踏まえ、不断の見直しを行い原子力防災体制の充実・強化を更に進めてまいりたいと考えております。

次に、大綱三点目、村井県政五期目の取組と県政の諸課題についての御質問にお答えいたします。

初めに、海岸林の大切さや管理の重要性を分かりやすく発信すべきとのお尋ねにお答えいたします。

森林は水源涵養や山地災害の防止などの公益的機能を持ち、その中でも海岸林は潮風や砂から農地や住宅を守るなど県民生活に重要な役割を果たしております。このような海岸林の役割や適切な管理の重要性を広く県民に分かりやすく発信することは、県民共有の財産である海岸林が多くの人々に親しまれる身近な存在として将来にわたり健全に維持される上で重要であります。また、復旧した海岸林の姿を通じ健全で活力ある森林を育てることの大切さや森と海のつながり、更には震災の記憶や教訓などを全国に向けて発信していくことは、震災を経験した我が県にとりまして大変重要な使命であると考えております。

次に、我が県における全国育樹祭の誘致についての御質問にお答えいたします。

御提案のありました全国育樹祭は、全国植樹祭の開催実績がある都道府県において公益社団法人国土緑化推進機構との共催により、昭和五十二年から毎年秋に開催されている行事であります。今年度は北海道で第四十四回大会が開催され、現時点では令和六年度に福井県で開催される第四十七回大会まで決定しております。全国育樹祭は森林を継続して守り育て、次の世代に引き継いでいくことの大切さを伝える大会であり、海岸林の重要性を発信する観点からも大変有効であると認識しております。県といたしましては、全国豊かな海づくり大会の開催を契機に醸成された自然環境保全に対する機運の高まりも追い風として、最短となる令和七年度の第四十八回大会の開催を目指し、今後、

関係機関等と協議してまいります。

次に、第十二回全国和牛能力共進会に向けた出品対策や県代表牛の選考日程についての御質問にお答えいたします。

全国和牛能力共進会は和牛の改良と肉質を競う日本最大の大会です。我が県では宮城大会の終了後、出品対策協議会を立ち上げ定期的な出品候補牛の発育調査や巡回指導を実施し、また、鹿児島大会から重要視される脂肪の質に応じた肉質向上対策も進めております。更に、会場となる鹿児島県までの長距離輸送に対応するため出品牛のストレス軽減対策にも取り組んでおります。今後のスケジュールとしては県代表牛を決定する最終選考会を七月中旬に行い、その後、調教などの最終調整を経て十月六日から開催される鹿児島大会に出品する予定となっております。県といたしましては、引き続き生産者や関係団体と協力しながら出品区分の一つで日本一を獲得した宮城大会以上の結果を出せるようしっかりと取り組んでまいります。

次に、我が県の水産業を持続可能な産業に育てていくための方針についての御質問にお答えいたします。

我が県の水産業は海洋環境の変化により冷水性魚種の水揚げが減少するなど厳しさが増しており、特にサケの漁獲量の減少はこれまで資源を支えてきたふ化放流事業の継続に重大な影響を及ぼすことが懸念される状況にあります。このため、県では国や関係機関等と連携し、サケ稚魚の生産経費に対する支援の拡充やふ化放流団体間の連携強化など生産体制の抜本的な見直しを進めております。また、海洋環境の変化に対応した強靱で持続可能な産業とするため、自然環境の影響を受けない陸上養殖の研究や高水温に強い新規養殖種の探索、効率的な生産のためのスマート水産業の推進などに新たに取り組む、持続的で収益性が高く創造的な漁業・養殖生産体制の構築に努めてまいります。

次に、県立がんセンターと研究所機能の維持についての御質問にお答えいたします。県では、がん征圧拠点として県立がんセンターを設置しており、生活習慣等によるがんの種類の多様化、化学療法等のがん治療の多様化、医療体制の均てん化が進むなどがんセンターに求められる役割は変化してきておりますが、がん政策医療の拠点としての役割を果たしているものと認識しております。そのため、がんの連携拠点病院の位置づけは統合による新病院に引き継ぐこととし、研究所につきましては東北大学病院をは

じめとする県内の研究医療機関との連携と補完を念頭に引き続き検討してまいります。また、協議の進捗については昨年九月の公表以降、私自ら日本赤十字社と労働者健康安全機構のトップや県立病院の幹部職員との意見交換を行っているほか、実務レベルでの検討を続けており、来年度のできる限り早い時期の基本合意を目指しております。

次に、運用主体の考え方と県に生じる財政的なメリット・デメリットについての御質問にお答えいたします。

県立がんセンターの運営費負担金として県では昨年度決算で約二十三億円を県立病院機構に支出しておりますが、そのうち約七億円が地方交付税で措置され約十六億円は県独自の負担となっております。統合による新病院の運営主体については財政的なメリット・デメリットも重要な視点ではありますが、再編の効果を最大化する観点からがん・周産期・救急などの政策医療を総合的に担う病院を安定的に運営できることが第一に求められることと考えております。財政的なメリットに関しては地方交付税や県の独自負担だけではなく、自立的な経営ができるかどうかという視点も重要であると考えており、新病院の診療科目、病床数などと連動して経営収支の試算を行ってまいります。

次に、精神医療センターの修繕についての御質問にお答えいたします。

精神医療センターは老朽化が著しく建て替えの検討着手から十年以上が経過していることから、早期に着手できるように協議を加速することが重要であると考えております。一方、今後、数年間は現在の建物で運営していくこととなるため、医療機能に支障を来さないよう必要な修繕について中期計画に位置づけているところであり、今後も適切に予算措置を行ってまいります。

次に、文化芸術に関する今後の在り方についての御質問にお答えいたします。

県では第三期文化芸術振興ビジョンにおいて、様々な社会課題解決に向け文化芸術・人・社会の質の高い高循環の創出を基本目標に掲げるとともに、文化芸術の持つ力の活用や文化芸術の振興と継承などを基本方針とし、様々な分野と連携した文化芸術の振興に取り組んでおります。また、その施策の推進に当たっては市町村や文化芸術団体等と我が県の目指す文化芸術振興の姿を共有し、連携・協働しながら展開していく必要があると認識しております。このため、今議会に提案しております県民会館とNPOプラザの複合施設整備においては、これまでにない新たな機能として、人材育成等を行う

創造・育成・連携拠点部門や県民が日常的に文化芸術に触れることができる交流・コミニティ部門を設けるほか、設計業務等においてホールやギャラリーの使用や施設運営等について関係者の御意見を幅広く伺いながら進めることとしております。県といたしましては文化芸術振興の新たな拠点整備に併せ、施設の特性も生かした文化芸術振興の在り方について広く議論を展開し、新・宮城の将来ビジョンに掲げる宮城の姿を目指してまいります。

次に、武道館の今後の方向性に係る検討状況と県有体育施設の今後の在り方についての御質問にお答えいたします。

武道館など県有体育施設の在り方は重要な検討課題と認識しており、現在、各施設の現状や課題について整理を進めております。一方で、オリンピック・パラリンピックを契機とした多様な競技への関心の高まりやコロナ禍を通じた社会環境の変容などスポーツを取り巻く諸情勢にも様々な変化が見られるところであり、県有体育施設の在り方は今後のスポーツ振興の在り方と密接不可分な関係にあるものと考えております。県といたしましては、来年度、今後のスポーツ振興の方向性を示す次期スポーツ推進計画の策定を予定しており、県有体育施設の在り方につきましても、この計画策定に向けた議論を踏まえながら、できる限り早期に整備の方向性をお示ししたいと考えております。

次に、台湾との交流についての御質問にお答えいたします。

台湾につきましては新型コロナウイルス感染症の感染拡大前において外国人延べ宿泊者数の四割以上を占めており、我が県にとって大変重要な地域であると認識しております。台湾との交流につきましては、震災から十年を迎えた昨年三月に感謝と復興の状況を伝える現地イベントを開催したほか、台北ランタンフェスティバルへの出展や台湾の高校を対象とした教育旅行オンライン説明会の開催、高校生同士の交流支援など関係強化に努めているところであります。県といたしましては新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、引き続き台湾への定期便再開や現地サポートデスク等を活用したインバウンド施策、県内企業と台湾企業のマッチング支援など交流の回復と拡大に向け積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、高等学校等就学支援金についての御質問にお答えいたします。

高等学校等就学支援金は教育に係る経済的負担を軽減するため国が統一の所得基準

を設定し授業料相当額を支給する制度であり、我が県では公立と私立を合わせて約八三％の生徒が受給しており、教育の機会均等を図る上で重要な制度であると認識しております。御指摘のありました丁寧な所得スライドによる上限の更なる緩和や第二子以降への要件緩和などを行う場合、多額の財政負担を要すると見込まれることから国への要望を含め対応について検討してまいります。

次に、幼稚園等における教諭配置や相談体制等の支援強化についての御質問にお答えいたします。

幼稚園や保育所においては特別支援教育や障害児保育の対象となる幼児が増加傾向にあり、また、その対象とならないまでも配慮を必要とする幼児が増えていると伺っております。このため、県では保育所や認定こども園等における必要経費について市町村振興総合補助金により支援しているほか、職員配置に対する財政的な支援等について全国知事会を通じ国へ働きかけているところであります。また、特別支援学校のコーディネーターが就学前の幼児に係る相談に対応しているほか、県としても悩みを抱える保護者からの相談に応じる市町村の取組を支援しております。更に、昨年四月に幼児教育センターを設置し、公立、私立、施設類型の区別なく教職員の資質能力向上や保幼小接続のための研修、幼児教育アドバイザー派遣等による教育現場への支援も行っております。今後も幼児一人一人の状況に応じた適切な教育保育が行われるよう市町村との連携を一層強化しながら支援に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱三点目、村井県政五期目の取組と県政の諸課題についての御質問のうち、県立高校の入学者選抜における全国募集についてのお尋ねにお答えいたします。

全国募集の実施については、志津川高校と中新田高校の二校をモデル校として令和五年度からの実施に向けて準備を進めているところであります。実施に当たっては、学校・町・県教育委員会が一体となって学校と地域の魅力化や生徒の受入れ体制の整備を進めることが重要であり、現在、三者で協議を重ねております。募集人数については県

内生徒の募集定員とは別に定めることとしており、今年五月の公表に向けて検討しているところです。今後、県外の意欲ある生徒の応募につながるようリーフレットの配布やSNS等を活用した情報発信などにより、南三陸町及び加美町と共に全国に向けて学校や地域の魅力をしっかりアピールしていきたいと考えております。我が県の高校生が県外の高校生と共に学び、様々な価値観に触れることで互いの視野を広げながら地域の未来を切り開く人に育つことを目指して取り組んでまいります。

次に、聴覚支援学校の学科再編についての御質問にお答えいたします。

聴覚障害のある生徒の多様な進路に対応した高等部普通科の新設や時代の要請に合った専門学科への改編は、喫緊の課題であると認識しております。現在、学校から高等部普通科の新設と専門学科四科を工業科系と家庭科系の二科にする改編概要案が示され、教育委員会としてこれを承認したところです。今後は教育課程や必要な施設整備等をまとめた学科改編の基本方針を速やかに策定し、高等部普通科を含めた新学科の開設は受験生への周知期間を考慮し最短で令和六年四月を目指したいと考えております。また、校舎や体育館、寄宿舎については、いずれも昭和四十年代に建設されたもので老朽化が進んでいることから建て替えが必要であると認識しており、できるだけ早く着手できるように学科改編を踏まえて検討を進めてまいります。

次に、仙台圏域における特別支援学校の狭隘化対策についての御質問にお答えいたします。

仙台圏域の知的障害特別支援学校の狭隘化の解消は重点課題と認識しており、これまで平成二十九年度に策定した第二期県立特別支援学校教育環境整備計画に基づき、利府支援学校塩釜校、小松島支援学校松陵校、名取支援学校名取が丘校を設置し、更に、令和六年四月に向けて秋保地区への特別支援学校の開校準備を進めているところです。しかしながら、近年の特別支援学校に就学する児童数の増加や昨年九月に国が策定した特別支援学校設置基準等を考慮すると、一層の狭隘化解消に向けた取組が必要であると考えております。その対策の一つとして、仙台市の施設を借用している小松島支援学校松陵校へ高等部を新設することについて仙台市と協議を進めているところです。今後とも仙台圏域をはじめ県内の知的障害特別支援学校の狭隘化の解消に向け検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 警察本部長猪原誠司君。

〔警察本部長 猪原誠司君登壇〕

○警察本部長（猪原誠司君） 大綱三点目、村井県政五期目の取組と県政の諸課題についての御質問のうち、暴力団排除条例に関する現状認識についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県の暴力団排除条例に暴力団事務所の開設や運営を禁止する区域規定がないことは御指摘のとおりです。また、昨今、他の複数の府県において禁止区域の範囲を拡大するための条例改正が行われていることも承知しております。我が県の暴力団排除条例は施行から十年が経過しており諸情勢も著しく変化しているほか、何よりも暴力団事務所が近くに開設等されることは県民の皆様が大変な恐怖と不安を覚えるものと考えております。このため、県警察といたしましては御指摘等を踏まえ条例改正に向け前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 三十八番佐々木幸士君。

○三十八番（佐々木幸士君） 新型コロナ対応の経済対策について再質問させていただければと思います。

百八十四万人の追加接種対象者に対して百九十九万人分のワクチン接種が五月には終わるような旨の答弁があり、更には、経口薬、ファイザー社のパキロビッドについても二月下旬から供給の見通しもされており、いよいよ、まさにウイズコロナの道筋がようやくできつつあるという思いを強くいたしております。そしてまた、先般の補正予算の高橋宗也委員の総括質疑に対しても、まん延防止等重点措置がされていない本県の状況を勘案した上で、知事からも六月定例会までに追加の経済支援対策を含めて補正予算を計上するような旨の答弁があったかと思えます。その部分においては今回も触れているとおり飲食以外の仙台市のような、いわゆる給付金的な意味合いが非常に強いと思っております。それと同時に大事なのがやっぱり経済を動かす消費喚起施策、簡単に言えば認証店おうえん食事券です。これは本当にコロナ、年度末関係ないので三月で終わってしまいます。新年度以降速やかに認証店おうえん食事券、こういった県独自の施策、

まさに即効性のある消費喚起施策を求めますが、知事から答弁いただければと思います。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 必要なものだと思います。ただ、宮城県だけではなくても全国の皆さんが同じでありますので、国としてもG o T o T ラベルは今止めていますけれども、同じようなそういった認証店を応援するようなものについて国も考えているようでありますので、こういったようなものを全国知事会等が足並みをそろえてしっかりと国に訴えまして、まずは財源を確保しなければできませんし県の一般財源でできるような規模ではありませんので、まずはその辺を見越しながら県としての独自の支援もできるかどうかということをよく検討してまいりたいと思います。いずれにしても必ず落ち着きましたら、なるべく早く、そういった経済対策というものを打っていかなければならないと強く意識しているところであります。

○議長（菊地恵一君） 三十八番佐々木幸士君。

○三十八番（佐々木幸士君） ぜひ、国と調整を図りながら、いち早く実施していただきたいと思います。

それと同時に大切なのは県民へのメッセージ。かつて知事は県職員に対しても「県経済を引っ張る気概を持って会食してほしい。」と発言されました。今の時期はなかなか難しいと思いますが、そういったメッセージが民間企業に波及していくので、改めてそのタイミングの時には、ぜひそういったメッセージを発信していただきたいと思いますが、いかががお考えでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 非常にタイミングが難しいのですが、行けると思いましたら、まずは、隗より始めよで県職員にそういった活動をしてもらうように私からもお願いしたいと思いますし、私自らもそういうことをしてまいりたいと思います。昨日の夜、女房と二人で外食して御飯を食べました。お客さんはやっぱり少なかったですね。非常に責任を感じましたが、自らそういったように努めてまいりたいと思います。

○議長（菊地恵一君） 三十八番佐々木幸士君。

○三十八番（佐々木幸士君） 本日に令和三年度補正予算の編成も先ほどの第十一回、恐らく三月に第十二回、毎月一回予算編成がなされてきた状況でございます。その柱

となつて新型コロナ対応、また震災復興、村井知事をしっかりと支えてきたのが佐野副知事でございます。改めて、財政課長、環境生活部長、総務部長、そして副知事までお務めなされ、また、常々、我々平成十九年当選組の一九会の勉強会で御指導いただきました。改めて感謝申し上げます。これまでを振り返つての今後の県勢発展に向けた、残される私たちに対して最後にメッセージをいただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（菊地恵一君） 副知事佐野好昭君。

○副知事（佐野好昭君） 私のためにこのような発言の機会をいただきありがとうございます。また、ただいまは、ねぎらいの言葉をいただき恐縮しております。私は昭和五十八年に入庁して以来、一般職として三十五年、副知事として四年、通算三十九年間、県職員として大変お世話になりました。この間、県議会との関係で一番思い出に残っているのは、やはり東日本大震災直後の対応です。大震災直後の予算特別委員会、本会議、大震災対策調査特別委員会などの執行部側出席者につきましては、執行部が震災対応に専念できるようにとの議会の御配慮で、村井知事、当時の三浦副知事、今野総務部長に財政課から課長の私と現議会事務局の藤田副事務局長の五人だけで、しかも、その五人の中でも分担しながらの出席となりました。これらの会議などで議員の方々から多くのお叱りもいただきましたが最後は必ずねぎらいと励まし、そして、一緒に頑張ろうと言葉をかけていただき、何もかもぎりぎりの状況の中で大いに勇気づけられ、「よし、頑張るぞ。」と思つたことを今も忘れることができません。その後も佐々木議員一九会の皆さんをはじめとして議員の皆様からの励ましのおかげで、部長、副知事として微力ながら大震災からの復旧・復興と県勢の発展に取り組むことができたことを誇りに思っております。今は、やはり災害と呼ぶべき新型コロナウイルスと闘っている最中であり、また、これからは誰も経験したことがない人口減少社会を迎えるわけですが、議会と執行部が力を合わせれば必ずや乗り越えられると信じております。最後に、退任まであと一か月余りありますが、これまでの御指導・御鞭撻に改めて感謝申し上げますとともに、宮城県議会のますますの御発展を祈念いたしまして御礼の答弁とさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございます。

○議長（菊地恵一君） 三十八番佐々木幸士君。

○三十八番（佐々木幸士君） 終わります。